

[開会 午前 9時56分]

◎ 開会・委員長挨拶

○副委員長（牧野 仁君） 若干、定刻より早いんですけども、人数が揃ったので始めたいと思います。開会前にですね、三澤委員長が15分くらい遅れるということで、私が代行で進行努めさせていただきます。

それでは、第4回総務経済常任委員会を開会いたします。私の挨拶は割愛させていただきます。

【新幹線推進室職員入室】

◎報告事項

○副委員長（牧野 仁君） ①トンネル工事発生土受入協定の締結について、説明をお願いいたします。

○新幹線推進室長（鈴木敏秋君） 委員長、新幹線推進室長。

○副委員長（牧野 仁君） 新幹線推進室長。

○新幹線推進室長（鈴木敏秋君）

※報告前に人事異動に伴う異動職員の紹介（鈴木室長）

それでは、説明させていただきたいと思います。

本日は、トンネル工事による発生土、対策土の受入協定を締結したということでの報告であります。これについては、先々月の2月24日の全員協議会におきまして説明させていただきましたけども、これまで受け入れしておりました、黒岩の町有地の場所の向かい側というか、その隣接地に改めて受け入れするという協定であります。24日の段階では調査が終了したということで、関係者等の理解が得られれば正式に受け入れ地として機構と協定を締結するということでありました。地元等との説明会等を終え、同意も得られましたので、3月30日に受入協定を締結したということでもあります。対象地については、ここに記載しているとおりでありまして、24日説明とおりと同じであります。

今後につきましては、搬入道路の整備だとか、盛土の準備工等に着手するというところで、夏以降から対策土を搬入する予定だというようなことで機構からは承っているというところであります。町としては適正に安全に受け入れがされるように、逐次機構から報告は求めますし、現地確認を行いながら注視していきたいというふうに思います。

議員の皆様方にもですね、理解・ご協力よろしく申し上げます。これで簡単であります。報告とさせていただきます。と思っております。

○副委員長（牧野 仁君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの新幹線推進室長からご説明がありました、トンネル工事発生土の受入協定についてご説明がありましたが、これについて質疑に入りますけれども、質問等ございませんでしょうか。

- 委員（大久保健一君） 委員長、大久保。
- 副委員長（牧野 仁君） 大久保委員。
- 委員（大久保健一君） これ決まったところは、以前から受け入れしているところの近隣地ですよ、確か。それで管理していくうえでいけば、やっぱり近くにあったほうが、今後、そこから漏れ出す水だとか、管理しやすいとは思いますが、この近辺まださらにとかって候補になるような場所ってあり得るといえるか、調査とかって考えているような場所ってあるんですか。
- 新幹線推進室長（鈴木敏秋君） 委員長、新幹線推進室長。
- 副委員長（牧野 仁君） 新幹線推進室長。
- 新幹線推進室長（鈴木敏秋君） この近隣というか隣接地に、もう1か所候補地があるわけでありまして、現在、機構等の意向も踏まえてですね、留保というか今のところは、滞っているわけではございませんけれども、そこを使うかどうかは機構側のほうで判断すると。機構側の、あまり中身詳しくは分かりませんが、予算だとかいろんな面もありますし、現在、新聞報道でもありましたけれども、ほかの予定地も調査をかけるということも、総合的に判断して機構のほうで結論、そこを利用するかどうかということになっているという状況ですけれども、今すぐどうのこうのということではないですし、もし動きがあれば、当然、皆様方に報告するということでもあります。現在のところは今のところはまだこの近くで新たにという動きではないということでもあります。
- 副委員長（牧野 仁君） よろしいですか。
- 委員（大久保健一君） はい。
- 副委員長（牧野 仁君） あとほかにございますか。
- ないようなのでこれで終わります。ありがとうございました。

【新幹線推進室職員退室】

【商工観光労政課職員入室】

- 副委員長（牧野 仁君） それでは、②飲食店等取引事業者（酒類販売）支援事業について、商工観光労政課より報告をお願いします。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。
- 副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。
- 商工観光労政課長（井口貴光君）

※報告前に人事異動に伴う異動職員の紹介（井口課長）

それでは、説明させていただきます。本日はですね、商工観光労政課からご報告させていただきますのは、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の悪化への対応ということでございます。

年末年始の宴会のですね、自粛によって打撃を受けました酒類を提供する飲食業に対しましてはですね、本年1月に一律30万円の事業継続応援金を給付いたしましてですね、事

業の継続に努めていただきましたけれども、これらの飲食業と酒類の取引を行っている販売店、お酒の販売店ですね、これらの事業者についてもですね、同様に打撃を受けているというところでございます。

この件に関しましてはですね、3月に開催されました予算特別委員会の中でもですね、ご指摘をいただいております、町長から前向きな答弁をさせていただいたところでありますけれども、この酒類の取引を行っている事業者に対してですね、支援することについて内部協議が整いましたので、内容について担当係長のほうから説明をさせていただきます。

○商工観光係長（南川隆雄君） 委員長、商工観光係長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光係長。

○商工観光係長（南川隆雄君） 報告事項としまして、A 4 資料に基づきまして飲食店等取引事業者（酒類販売）支援事業について、私のほうから説明させていただきます。

事業の目的は、先ほど冒頭でですね、商工課長がお話させていただいたとおりですが、結論を言うと、年末年始の宴会の自粛等によって、ホテル・飲食店と取引している酒類販売事業者ですね、そういったところが非常に影響を受けているといったところの支援事業といったところがまず目的でございます。

事業の概要としましては、対象者として、町内ホテル及び飲食店と直接取引がある町内の酒類販売の事業者としております。

支給条件としましては、大きく4点。酒類販売の許可証があること。商工会員であること。町内ホテル飲食店等が継続的ということで、概ね3年間の取引実績があつて、1社以上ということで取引実績があること。町内資本であること。これはF Cでありますコンビニ等も含むといったところも対象者と考えております。

受付時期につきましては、4月26日からゴールデンウィークを挟みまして5月14日を予定しております。なお、周知については、その前週、4月22日もしくは23日予定しております。

給付額につきましては、一律30万円を支給する予定でおります。

予算規模としましては、対象事業者を最大20社を想定しております、これらの根拠としては大きく2点。商工会、八雲地区と熊石地区の、事前にですね状況調査をさせていただきまして、それらを基に算出し、酒類免許がある事業者、酒類免許の届け出をしている事業者を想定した件数。あとは以前ですね、町で応援金というかたちで感染症防止対策応援金につきましては、酒類販売の支援をした実績がですね、応援金が23件の給付実績があつたといったところから、こちら概ね20社ということで想定をしております。予算規模につきましては、事務費・交付金合わせまして、601万3千円を考えております。

その他としまして、申請受付は商工課が受付窓口の一本化をしまして、そのほか申請の添付書類としましては、先ほどお話ししました、取引実績がわかるものだったり、領収書・請求書・納品書等の取引実績がわかるもの。あとはコロナの経済状況の把握のために参考までに2年間の確定申告等の控えを提出していただき、売り上げの実績の把握と、そういったところも併せてさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、飲食店等取引事業者の支援事業について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○副委員長（牧野 仁君） ただいま、飲食店等の取引事業者（酒類販売）支援事業について、商工観光労政課から説明がありました。これについて質疑に入りますけども、何かこれに対してご意見ございませんでしょうか。

○委員（横田喜世志君） 委員長、横田。

○副委員長（牧野 仁君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） 対象者に商工会員であることとなっているんですけど、八雲に酒類販売を持っている方々で、商工会に入っていない人っていないんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 条件にですね、商工会員ということで、ほか一定の線引きというかたちで、過去にもそういったことですね、条件を付していましたので、この度も同じように条件を付けさせていただきましたけれども、商工会員に入っていない今のご質問、酒類販売をしている方の把握はしているかということですが、商工会といろいろと情報交換したり、あるいは今までですね、町のほうで支援応援金というのを、いろんなかたちでですね、酒類販売の事業者の方にやってきたデータ等も確認しながら、今回うちのほうで見込んでるのは1店舗、その方というかこの事業者が商工会員じゃないということでは担当課としては把握をしております。

○委員（横田喜世志君） じゃあ、その1店舗だけもらえないということになりますよね。町内業者なのに。同じ業種で、商工会に入っていないからって。以前の支援金なり応援金というのは、商工会を通して給付だとかという手続きがあったんですけど、今回は役場の課だけでやるわけですよ。だから商工会員という縛りがなくてもいいんじゃないかと思うんですけど。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 先ほどちょっと私、不足している部分がありましたけれども、こういった今回私も想定しているのが20事業者ということで想定していますけれども、委員のご指摘のとおり商工会員じゃないという事業者も把握しております。それで、今回の条件につきましてはですね、ホテルあるいは飲食店と取引をしていると。そういった実績を確認してですね、そういった事業者に対しての応援金ということでありますので、ただいま申し上げました、1店舗についてはですね、今まで私たちが応援金としていろいろ支給してきた、そういったデータを確認した結果ですね、そういった取引がなされていない事業者であったと。こういったことも確認できておりますので、横田委員さんがご指摘のあった部分は、今のところ心配はないのかなという判断をしております。以上でございます。

○副委員長（牧野 仁君） あとはよろしいですか。あとほかにごございませんか。

（「なし」という声あり）

○副委員長（牧野 仁君） それでは、この件はこれで終わります。

【商工観光労政課職員退室】

◎ 協議事項

○副委員長（牧野 仁君） 早く終わったんですけども、（２）協議事項に入る前にですね、休憩に入りたいと思います。委員長が来たらはじめたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩

再開

○委員長（三澤公雄君） 再開します。

協議事項まず一つ目が、常任委員会の行政視察調査について、皆さんと話し合いたと思います。事務局から説明をお願いします。

○議会事務局次長（成田真介君） 委員長、事務局次長。

○委員長（三澤公雄君） 次長。

○議会事務局次長（成田真介君） 今年度の行政視察調査でございますが、９月定例会に調査報告書を提出する関係から、７月頃までに実施すべきと考えますが、新型コロナウイルス感染症の変異株による感染者の増加など、未だ収束の見通しが立たない状況であり、町行事等も中止となっているものが多い中、道内の市町村を訪れ視察するのは難しいのではないかと考えます。また、現段階においても他市町村の議会が八雲町を視察したいという申し出もない状況からも、多くの議会が他市町村の視察は控えているものと考えられます。

以上のことから本年度に視察調査を中止したいというふうに考えておりますが、ご協議の程よろしく願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） ただいま事務局から諸般の事情を考察したことをお話ししていただきましたけども、皆様のほうで何かご意見ございますか。

やむなしなのか、こういう工夫をすればとか、ありましたらご発言ください。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 視察、遠くに行かなくていいと思うんですけど、これちょっと違った話になるかもわからないけど、町内の所管の施設はできれば周りいたいと思うんですけども。

○議会事務局次長（成田真介君） 委員長。事務局次長。

○委員長（三澤公雄君） 次長。

○議会事務局次長（成田真介君） これはあくまでも道内の他市町村の視察をどうするかということで、町内の施設を常任委員会で視察するというのは可能であると思います。

○委員（大久保健一君） だから違ったときに話をしてもいいんだけど、町内の例えば青年舎だとか所管の関係ある施設は、前に文厚で見に行ったことはあるんだけど、そういうのはやったほうがいいのかと思う。

○委員長（三澤公雄君） 青年舎に関しては全員で。総務だけでなく全議員で行く日程を考えているということなので、それ以外の所管のところでしたら、随時協議しながらやっていきましょう。

道内の視察なんですけども、どうですか皆さん。

(「やめたほうがいい」という声あり)

○委員長(三澤公雄君) じゃあ、そういうことで、中止します。

それでは、二つ目、住民投票条例制定の勉強会について事務局から説明をお願いします。

○議会事務局次長(成田真介君) 委員長、事務局次長。

○委員長(三澤公雄君) 次長。

○議会事務局次長(成田真介君) 前回の総務経済常任委員会で委員長から住民投票条例について勉強するというのはいかがかという提案がございまして、委員会の調査項目として住民投票条例について勉強していくことを決定したところでございます。

この調査は、閉会中の所管事務継続調査事項の(1)行政事務の改善に関する事項により調査していくことをご確認いただければと思います。

住民投票条例には、個別型と常設型がありますが、ここでは特に委員長が提案するところの常設型の住民投票条例を中心に勉強していきたいと考えております。住民投票条例は八雲町自治基本条例の第4条に謳ってございますが、本日その八雲町自治基本条例の手引きをお配りいたしますので、まずは持ち帰ってお読みいただければと思います。

その調査研究のおおまかなスケジュールでございますが資料に記載のとおり、毎月定例の常任委員会の中で勉強し、調査した結果については9月定例会に調査報告書を提出するという流れでございます。勉強する内容については進み具合により変わってくることも想定されますので、これはあくまでも大まかなスケジュールということで捉えていただければと思います。

また、この調査は条例の制定を前提としたものではなく、あくまでも住民投票条例の仕組みなどを学び、将来制定の動きがあった場合などに、議論や質疑の際に勉強したことを活かすということを目的とするものでございますので、よろしく願いいたします。

今日は資料を用意していないので、来月の常任委員会から事務局のほうで資料を作って進めて行きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長(三澤公雄君) 今事務局からお話がありましたけども、確かに今任期中に制定は前提と僕はしていません。しかし今任期中に相当、少なくとも総務の中では勉強して次の任期がもし得られたなら、その勉強の成果を次の任期中に発揮できたらなという思いで勉強会をスタートするというをご了承願いたいと思います。

今日は手元に手引きがあるんですけども。

○議会事務局次長(成田真介君) 手引きは一応皆さん、読んだことがないという委員さんもいましたので、まずは持ち帰ってもらって。事務局のほうもまだ勉強中でございますので、これから資料のほうを作っていくしたいと思います。

○委員長(三澤公雄君) 今日はじゃあ何もなしか。せつかく時間があるから、こないだ、個別の議員さんには個々に若干の根回しはして、前回の委員会で言ったんですけども、そこで常任委員会で勉強するということが決まって、2週間くらい経っていますけども、皆さんの中で何か考え方だとか何か思いついたこととか、これに関してありましたら、せつかくお集まりなので、その話題でちょっとディスカッションしたいなと思いますけども。

○委員(横田喜世志君) 委員長、横田。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） ここにもスケジュール案の中に書いてあるんですけども、個別型条例と常設型条例の違いというところが、どうしてその2種類があってという部分を学んで、次の条例の内容というところなんです。それで現段階で八雲町の場合は個別型条例というのが可能なんです。それで常設型の必要性がどれだけあるかということなんです。若干見た中では常設型と言ったって、住民がどれだけそういうものを作ってほしいと言っているかということが必要なんです。たとえば住民の50分の1の署名を集めなければならないとかというのは、ほとんど変わらない。それは個別でも同じなんです。そうすると要はそこを常設型にするということは、その署名集めを下げるのか下げないのかは内容によってくるんです。

それで例えば条例を作る内容によっては、年齢制限、有権者だけじゃ済まなくなるというものもある。そうすると常設型で決めちゃうと、そこにするのが難しくなる部分を、条例として削除しておかないとならないとか、いろいろな細かい問題が出てくるのかなと思うんですけど。個別であれば要は対象者の署名を集めて持ち込んでという中で、年齢も決められるわけです、単発条令で。でも常設型になると、ある程度網羅した条例じゃなければならない。現実、八雲町自治基本条例の中にも個別型が書いてあって、これ自体もいじってもらわなければならないということもあるので、どこまで皆さんが考えるかということなんです。

○委員長（三澤公雄君） フリーで話しましょう。提案した僕のイメージは、本当に八雲町で可能な限りオリジナルで良いのかなと思っているんですよ。それで個別型と常設型の僕のイメージの中での違いは、個別型は例えば今ニュース的なものを取り上げちゃってできるということだけでも、時期が来たら全く陳腐なものになってしまうので、常設型というとその時その時の住民のニーズに合った私たちの意思を見てくれという動きができるので面白いのかなと思うし、一方、今横田さんが言ったみたいに、場合によっては有権者じゃなくて未来の有権者というかたちで、僕の認識だよ、今、横田さんが言ったお話で、中学生だとか18歳からなったのでその予備軍のところまで入れてやるとか、場合によっては小学生だとか、そういうところも、もしその常設型の条例で対象にするということにすれば、以前議論したように、教育の現場での政治の仕組みだとか、政治の大切さを分からせてもらう授業のあり方なんかにも、モチベーションが上がってくるのかなと思うから、僕は可能な限り有効で面白いというか表現は適切かどうか分からないけども、どこにも今までないようなことが可能なものを作っていきたいなと思っていました。

○委員（大久保健一君） それは常設型条例を考えているってこと。

○委員長（三澤公雄君） うん。僕はね。僕は個別型は、例えば直近で話題になっているのは、他所の町にも多いのは核抜き条例。それが住民で投票したよって上がってくるよね。そして議会でそれを認めるか認めないかでいちいち議決して、それから住民投票が始まるでしょ。だから議会がいつも悪者になっているかたちになるんだよね。認めればいいじゃないかってことだけでも、なかなか認める例が全国にないから、私の勉強したいとって目標とする常設型というのは、ある程度の住民の署名が集まれば、自動的に住民投票ができると。ただ住民投票の結果が議会は縛られないと。その民意を反映した議論をしてくれという住民側の意思の一つの目安が目の前にできると。4年に1回しか僕らは選挙がないので、たと

えば3年8か月とか経っちゃったときのね、3年8か月前の民意で我々は選ばれたんだと強気で行くことと、町民の感覚を、もしそのときに重大なテーマがあったときに、どこまで拾えるのかなと考えるんです。住民投票の目安があれば議論の糧になるのかなと思って。それで常設型というのは僕のイメージはそういうことなんだけども。これから勉強していったときに可能なことと可能じゃないこと。可能だけでも及び腰でどこもやっていないということが僕は相当あると思うし、そんなことをイメージして勉強しようと思っていました。

○委員（大久保建一君） まだちょっと、委員長が言っているどういう姿を目指そうというのが正しく伝わってきてないさ。だからどういうふうな条例をというイメージも湧いてこないし。

○委員長（三澤公雄君） ひとつのパフォーマンスがあって、今、核抜き条例をやってもどこかの後追いになっちゃってつまらないと思っているし、でも核以外にこれからこの先八雲町に大きな、八雲と町民が判断したい行政とか議会にお願いした意見も、昔例えばナイキとかあったでしょ。あのときに常設型の住民投票条例があったらどうだったかなって。町長選挙まで行ったけども、そこまで行かなくても住民が、署名が集まって、私たちはこう考えるという意思が目前に出てくるんじゃないのかなって。それによって議会がどう動くか、行政がどう判断するかで、その先の反映していないと思った町民はその先のリコール運動になっただろうし、私たちの声を汲んだなと思えば、しばらくは、行政は、議会はどうか判断するのだろうと静観してくれたかもしれないし。これから先何が起こるか分からないけども、そういういろんなことで町民のその時の意思を確認する手段としての住民投票条例というのはあったほうが我々にとってもいいんじゃないかなと思って考えています。イメージできた？

○委員（大久保建一君） まずはあれだね、常設型と個別型のメリット、デメリットも分からないし、違いも分からないから。

○委員長（三澤公雄君） うん。ということで事務局がこれから用意してくれるから。今日は少なくとも前回よりも私のやろうとしていることが分かってもらえたかなって。

○委員（大久保建一君） 多分それによって向いている案件、向いてない案件も出てくると思う。多分どういうことを議論したいかによってさ、個別型がいいのか、常設型がいいのかということも出てくるんじゃないのかなって。

○委員（横田喜世志君） 細かいこと言ったらさ、議会で例えば本議会で、何するといったときにこの条例をやってやっているわけ、常に。その条例にいちいち面倒くさく言うと、その条例一つ一つに住民の意志が必要かという話になるわけ。そういうことなんだよね。常設型で、とにかく常に住民が関与できるようにという、そういうことなんだよね。

だから例えば、今回、核抜きもそうだけど、たとえば直近何年か後には、八雲町でいえば役場の移転とか現実になってきた時に、そこでやれるかって話でしょ。

○委員長（三澤公雄君） 役場の移転に関しては、かなり段階を踏んで進んでいるから、移転する直前で中止したいっていう民意が出てきても賛同する人いるんだろうか。

○委員（横田喜世志君） 進んでたって、それに対してさ、反対意思があればできるわけじゃんかという話。だから今までお前たちがやってきたことを否定するってやられるってこと。

○委員長（三澤公雄君） でもそれには縛られないというのもあるからさ。例えば50分の1、有権者が集まって、じゃあ住民投票しましょうということがギリギリでもできるということになったとしますよね。その後の投票率だとかもあるし結果もあるよね。

○委員（横田喜世志君） だから、どうしても、そうやって進まない原因というのは、そういうオープンにしていけないという一つの障害というのは、議会があるから。

○委員長（三澤公雄君） 僕はその個別型でもいいんだけど、個別型で往々に勘違いされているのはさ、代議員制で選ばれている我々が偉いのであって、直接民主制は関係ないんだというような誤解を与えるような議会が多くみられていると思うんですね、だから僕は直近の民意を知る、今住民が何を考えているのかを知る機会だということで議会から提案して作るということが意味があると思って。圧倒的数字が出たとしても、行政の進め方、議会の進めていることを否定する民意が出たとしてもさ、例えば今の役場移転のことだったら議会のほうで自信を持って段階的にちゃんと議論して進んできているんだということを主張したかったら主張できるわけでしょ。

○委員（横田喜世志君） でも確実に住民投票を実施するという条例が施行されるのはさ、議会が認めないといけないわけでしょ。だってお前たち何言ってるのって議会が言ったら認めないことになるわけじゃん。

○委員長（三澤公雄君） だから何をやっても議会が悪者になっているように見えちゃう。

○委員（横田喜世志君） そこが難しい。直接という、さっき出たからいいけど、どうしても議員は間接に選ばれて直接選ばれた分との差をさ、じゃあ直接できるんだったら、間接はいらないべって話をされたときにどうするんだって。

○委員長（三澤公雄君） そんなことにはならないでしょっていう、仕組みが違うんだからっていうところを強調するためにも議会から住民投票条例を作るってことは、だから意味があるって思ってる。なかなかそこは有権者も分かってないし、当選した議員も分かっていない部分があるから。だからそれは最大限そういうかたちの譲り合いでできる感覚だと思っているんだよね。だからこのずれも勉強していきたい。とにかく個別型の住民投票ってことごとく議会が否決しているでしょ。

○委員（横田喜世志君） いやいや、八雲町議会が否決しなきゃいいんでしょ。

○委員長（三澤公雄君） そうだけど。それは議会のその時の判断というか理解の仕方。

○委員（大久保健一君） でもやっぱり案件によるよ。

○副委員長（牧野 仁君） 今回の核の問題だって、最終的には議長の裁決で決まっちゃったけども。

○委員（大久保健一君） 民意が必ずしも正しいと思わないしさ。

○委員長（三澤公雄君） でも判断の目安にする訳でしょ。僕らの行動の一つ一つは、民意をということでしょ。俺がこう考えてるんじゃないさ。

○委員（大久保健一君） でも、一応、議会及び町長は住民投票の結果を尊重しなければならないということにはなるんでしょ。やってしまったら、住民投票を。

○委員長（三澤公雄君） そう？

○委員（大久保健一君） 書いてあるよ。それは常設型であろうと個別型であろうと変わらないんだ。住民投票で結果が出てしまえば。従わなければならないとは書いてないけどさ。

○委員長（三澤公雄君） 尊重すべきものってくらいでいいんでないの。ただ今のは個別のそうやって縛られるんだって解釈があるから、なかなか議会が認めてくれないということもある。

○委員（大久保健一君） だけどやっぱり結果が出たら尊重はしなければならないよね。

○委員長（三澤公雄君） だけどその中で、その議論の展開があるでしょ。誤解に基づいて50分の1の署名が集まってやられちゃったかもしれないし、例えばこの考え方はどうか分からないけど、愛知県知事選のリコールというのも全く間違った理解で進んでいったリコールだというのが、僕はそう思う。

○委員（大久保健一君） リコールそのものは別に悪くはないわけではないでしょ。ただ、リコール署名のずれが不正を働いたというだけであって。

○委員（横田喜世志君） それはリコールにしるそういうものにしる、住民なりの権利だから。するのはさ。

○委員長（三澤公雄君） それはリコールの条例ができていてことですよ。

○委員（大久保健一君） だからまず勉強してみましよう。

○委員長（三澤公雄君） 勉強しましよう。

○委員（大久保健一君） 勉強することに関しては何も異論はないから。

○委員長（三澤公雄君） 有効なものを作りたいよね。

○委員（大久保健一君） ただ、ちょっと常設型のメリットというのは良く分からないで喋っているけど、もし常設型がより町民というか有権者が取り上げやすく簡単にできてしまうシステムであれば危険もはらんでいるなっていう気はする。

○委員外議員（千葉 隆君） メリットもあるけど、デメリットもある。

○委員（大久保健一君） そうそう。メリットもあるけどデメリットもあるかなって。怖さがあるかなっていう。

○委員長（三澤公雄君） これのもっと先に行くというか、民意を知りたいということで、2年前のマニフェスト大賞を取った、市の名前を忘れたんだけど、フリースピーチ条例というのを作った市があって、住民が本会議場に来て私はこう思うって喋れる。そして議員と質疑応答をして、これで一つその市が動いたことが、中学生の女の子がお母さんと一緒に登壇して、私は子どもの頃からジーンズが好きでずっとそういうパンツルックだったんだけど、なんで中学校になったらスカート履かなければならないんだって問題提起をして、それがストンと胸に落ちて、議員なんかも質疑をやって。それで制服もスカートじゃなくてパンツも、ズボンも選べることができたっていう。ちょっと住民投票条例と違うって思うかも知れないけども。

○委員（大久保健一君） それはでも住民投票条例のあれとは違ってさ、どう民意を取り入れるかって話でしょ。

○委員長（三澤公雄君） 住民投票条例の僕の狙いはそういうことなのさ。

○委員（大久保健一君） そしたらもっと話題を大きくして、どう民意を取り入れていくか、議会とか町政にどう取り入れていくかっていうふうにしたほうが。

○委員長（三澤公雄君） 住民投票以外での方法での。

○委員（大久保健一君） 以外での方法もまだ勉強できるんじゃないのっていう。

- 委員長（三澤公雄君） なるほど。
- 委員（大久保建一君） 委員長が目指すのがそっちっていうならね。
- 委員（横田喜世志君） でも、今までの議会改革で、一般会議というのを設定しているじゃんか。
- 委員長（三澤公雄君） どんな方法があってもいいでしょ。だって設定してるけど使ってくれないじゃん。だって勘違いしてる皆、団体じゃないとできないって。
- 委員（大久保建一君） 手段はいっぱいあったほうがいいってことでしょ。
- 委員長（三澤公雄君） だから選択肢がいっぱいあって身近なものから使ってもらおうという。なんだかんだ昆布とカツオといろいろ用意しなきゃタレができないって思っている人とき、メンミ買ってくれば済むじゃんって。例えば。そういう選択肢。私は味の素で良いよとか。
- 委員（大久保建一君） 分かりやすいけど合うかどうか分からない。
- 委員（横田喜世志君） 俺は一般会議ってそんなにハードル高いって思っていない。
- 委員長（三澤公雄君） 思っていないよね。僕等はそう思ってるんだけど、住民はほとんど呼びかけないと使ってくれない。
- 委員（大久保建一君） だって町議会議員と話すというだけでハードル高いって思う人は思うんだから。耳すまの取材だけでも嫌な人は嫌なんだから。
- 委員長（三澤公雄君） だから使ってもらえるような制度、利用してもらえよう議会というかそういうイメージで今大久保さんが言ったみたいに、じゃあいろんな選択肢、住民投票に限らず民意を知るという方法がないかっていう、ちょっと視野を広げて勉強会をしていくか。
- 委員（大久保建一君） じゃあ、その委員長がさっき言ったようなやつも挙げればいいの。
- 委員長（三澤公雄君） 挙げてみる？これは町民性に馴染むかどうか。ただ、やっている市があるから。名前ど忘れしちゃった。一つの方向性が雑談の中で見えてきたので、今日はこの辺にしますか。
- 委員（大久保建一君） 言わんとすることは分かります。
- 委員長（三澤公雄君） この5人では理解浸透したということで。
- はい、じゃあ次回は来月事務局のほうで資料を用意していただいて、自治基本条例の勉強から始めます。皆さんもこの手引きを熟読してください。それでは終わります。

[閉会 午前10時48分]